令和６年度裾野市農業委員会７月総会　議事録

1. 開催日時　　令和６年７月１０日(水)　午後１時３０分から午後２時００分
2. 開催場所　　裾野市役所４０１会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭　清宏	7	鈴木　知華	東	飯塚　邦彦	富岡	井上　恭男
2	荻田　弘明	8	髙草　富一	東	芹澤　秀雄	富岡	杉山　守正
3	勝又　直美	9	西島　則夫	西	市川　光一	富岡	渡邊　光永
		10	渡邊　博美	深良	大庭　洋行	須山	中村　偉文
		11	杉山　克己	深良	勝又　勝美		
6	杉山　利博	12(会長)	岡田　廣正				

4. 欠席委員

4	勝又　和一	5	杉山　邦利				

5. 事務局出席者
　事務局長　木原慎也　書記　関野悠樹　書記　西島敬光　書記　久保裕太郎

6. 議事日程
　第１　開会
　第２　議事録署名委員の指名

3	勝又　直美	6	杉山　利博

　第３　議事
　（１）報第　５号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（２）議第　８号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について
　（３）議第　９号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について
　（４）議第１０号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について

7. 会議の概要

議　長	只今から令和６年度裾野市農業委員会７月総会を開会します。 本日の委員は１２名中１０名出席ですので、総会は成立しています。 議事日程第２の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。 （異議なし）
議　長	それでは、３番　勝又直美委員、６番　杉山利博委員にお願いします。 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。 それでは、議事に入ります。報第５号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第５号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１ （議案朗読により説明）

議　長	ただ今の報第５号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。 （質問、意見等　なし）
議　長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第８号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第８号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１ （議案朗読・投影写真により説明）
議　長	続きまして、地区担当委員　推進委員　芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、久根公民館の約３５０ｍ東側に位置しています。 申請地は調整区域内の白地農地です。面積は３９６㎡で、地目は公簿・現況ともに畑です。 渡人と受人は兄弟です。渡人は、平成２５年に相続により取得し、露地野菜を作付けしていましたが、現在は体調がすぐれず耕作が難しくなり、将来のことも考え、弟である受人に贈与することとして、申請に至りました。 受人は、自己所有の農地で水稲及び果樹を栽培しています。農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。 申請地取得後の経営農地は１，１０４㎡です。 必要な農機具は所有しており、耕作は本人が行います。 通作にかかる時間は、徒歩で２分程度です。 従事日数や地域との調和についても問題ありません。 耕作計画によると、露地野菜を栽培をする予定です。 以上のことから、周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただ今の議第８号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。 （質問、意見等　なし）
議　長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第８号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第８号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第８号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２ （議案朗読・投影写真により説明）
議　長	続きまして、地区担当委員　３番　勝又直美委員から議案について説明をお願いし

ます。

地区担当委員　申請地は、今里本村集会所の約３００ｍ北側に位置しています。
申請地は調整区域内の白地農地です。面積は４筆合計で４９１㎡で、地目は公簿が畑、現況が休耕地です。
渡人は、昭和４６年に相続により取得しましたが、現在は　　に居住しており、車を持っていないこともあり手を掛けることが難しい状況でした。
受人は、申請地に隣接する宅地及び農地を所有しており、贈与により申請地を取得して一体的に管理していくことで話がまとまり、申請に至りました。
受人は自己所有の農地で水稲や芝、露地野菜、果樹を栽培しています。農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。
申請地取得後の経営農地は９，６０５㎡です。
必要な農機具は所有しており、耕作は夫婦で行います。
通作にかかる時間は、車で１０分程度です。
従事日数や地域との調和についても問題ありません。
耕作計画によると、梅を栽培をする予定です。
周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　ただ今の議第８号．番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第８号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第９号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　はい。議第９号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　続きまして、地区担当委員　６番　杉山利博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　申請地は、裾野消防署伊豆島田分署から約70m西側に位置します。
現況は畑となっています。
借人は、貸人の息子の娘夫婦であり、貸人と同居しています。
現在は４世帯が同居していますが、手狭となっています。今回、住宅の建築を計画し、申請地の利用について承諾を得ました。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の北側は宅地、東側は雑種地、南側は貸人の農地、西側は宅地に面しています。

宅地と農地との南北の境にはブロック壁が設置されます。
排水については、雨水と汚水は合併処理浄化槽を経由して南側の道路側溝に放流します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今の議第９号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

事務局　　事務局より補足をさせてください。
今回申請地の公簿地目が雑種地となっておりますが、過去に駐車場として５条の許可がされております。その時に一度農地から外れていましたが、その後駐車場の利用がなくなり、所有者が再度農地に復元をして、現在農地として利用しています。農地台帳には現況が畑で再度搭載されていますので、改めて転用の許可申請が必要になったものとなります。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第９号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１０号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１０号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　推進委員　大庭洋行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　利用権設定地は、深良小学校の約２００ｍ西側に位置しています。
利用権設定地は調整区域内の青地農地です。面積は１，３２５㎡のうち１，３０５㎡について利用権を設定します。地目は公簿が田、現況が畑です。
貸人は、昭和６１年に相続により取得しましたが、現在は　　に居住しており、高齢であるため手を掛けることが難しい状況でした。
借人は、利用権設定地に隣接する農地を借りて、ハウスでイチゴを栽培しています。
今回、市を仲介して農地中間管理事業を活用して利用権設定することで話がまとまり、計画の提出に至りました。
借人は市内の認定農業者であり、イチゴや露地野菜を栽培しています。農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。
利用権設定後の経営農地は７，４３７㎡です。
必要な農機具は所有しており、耕作は夫婦で行います。
貸付期間は５年間で、使用貸借によるものです。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議　長　　ただ今の議第１０号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１０号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１０号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号２　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１０号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号２

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　推進委員　芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　利用権設定地は、公文名公民館の約５０ｍ東側に位置しています。
利用権設定地は調整区域内の白地農地です。面積は１，５６１㎡で、地目は公簿・現況ともに田です。
貸人は、平成１９年に相続により取得しましたが、自身では手が回らず、今回、ＪＡを仲介して農地中間管理事業を活用して利用権設定することで話がまとまり、計画の提出に至りました。
借人は、自己所有地及び借受地で、主に水稲を栽培しています。農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。
利用権設定後の経営農地は８，９９１㎡です。
必要な農機具は所有しており、耕作は家族で行います。
貸付期間は５年間で、使用貸借によるものです。
耕作計画によると、水稲を栽培する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議　長　　ただ今の議第１０号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

髙草富一委員　　農地中間管理事業について申請の仕方、申請することによって税金に関して何か制度があるのか教えてください。

事務局　　制度上の話ですが、貸人・借人双方の同意があることが前提となります。集積計画は市が計画を立てて、農業委員会の承認と県の意見も聞く手続きを経て開始されます。今回の案件ではJAの仲介があり申請されています。
税制優遇については、インターネットの情報ですが、所有する全農地を新たにまとめて中間管理で十年以上貸し付けたときは、対象の期間固定資産税が 1/2 に軽減される固定資産税の優遇制度があるようです。地主に対してのものとなります。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１０号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 ではこれをもって令和６年度裾野市農業委員会７月総会を閉会します。

令和６年７月１０日（会議録署名人）

３番署名人　勝又直美

６番署名人　杉山利博